

高齢者虐待防止未実施減算及び 業務継続計画（BCP）未策定減算 について

令和6年9月

広島県健康福祉局医療介護基盤課
介護事業者指導グループ

1 高齢者虐待防止未実施減算について（1）

○ 対象：全サービス

※ただし、（介護予防）居宅療養管理指導、特定（介護予防）福祉用具販売を除く

○ 算定要件

虐待の発生又はその再発を防止するための（1）～（4）の措置のいずれかが講じられていない場合、減算する。

- （1）虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催、その結果を従業者に周知徹底
- （2）虐待の防止のための指針の整備
- （3）虐待の防止のための研修に従業者へ定期的に実施
- （4）上記（1）～（3）の措置を適切に実施する担当者を設置

1 高齢者虐待防止未実施減算について（2）

○ 減算を適用する際の具体的な手続き

算定要件（1）～（4）のいずれかを実施していない事実が生じた場合

ア 速やかに改善計画を指定権者に提出

イ 事実が生じた月から3月後、アの計画に基づく改善状況を指定権者に報告

ウ 事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間、利用者（入所者）全員について所定単位数から減算

2 業務継続計画未策定減算について (1)

○ 対象：全サービス

※ ただし、(介護予防)居宅療養管理指導、特定(介護予防)福祉用具販売を除く

○ 算定要件

以下の基準に適合していない場合に減算

- (1) 業務継続計画（BCP）を策定すること
- (2) 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

※ 業務継続計画（BCP）：感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画

2 業務継続計画未策定減算について（2）

○ 経過措置

(1) 施設・居住系サービス

令和6年3月31日までに、次のことをいずれも実施している場合、令和7年3月31日まで減算を適用しない。

- ・ 感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備をしている
- ・ 非常災害に関する具体的計画の策定をしている

(2) 訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援

令和7年3月31日まで減算を適用しない。

注：訪問系サービス等は、令和7年3月31日までの間減算を適用しないが、義務（運営基準）となっていることを踏まえ、速やかに業務継続計画（BCP）を作成すること。

2 業務継続計画未策定減算について (3)

○ 減算が適用する際の具体的な手続き

算定要件（１）、（２）を実施していない事実が生じた場合、その翌月（※）から算定要件（１）、（２）を実施するに至った月まで、利用者（入所者）全員について、所定単位数から減算

※ 算定要件（１）、（２）を実施していない事実が生じた日が、月の初日である場合は、当該月